

堺市公報 第298号	令和6年1月26日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	6
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【西区役所市民課】	8

<公告>

○堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの開場時間、休場日及び使用時間並びに利用料金について	
--	--

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】…………… 9

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 13

＜上下水道局公告＞

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る特定調達契約に係る落札者等について

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 14

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る特定調達契約に係る落札者等について

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 15

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい
て

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 16

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい
て

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 18

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 18

＜教育委員会規則＞

○堺市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則

【教育委員会事務局学校教育部教育課程課】…………… 20

告 示

堺市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人未来の扉	就労継続支援(B型)	みらいのカタチ	大阪府堺市南区庭代台二丁7番1	令和6年1月1日
株式会社Road	同行援護	ロード	大阪府堺市中区土師町五丁12番地27 ベルコート102号	令和6年1月1日
株式会社KS企画	共同生活援助	グループホームKS	大阪府堺市東区白鷺町一丁17番1	令和6年1月1日
株式会社LYKKE	居宅介護	LYKKEけあ	大阪府堺市南区城山台一丁2-3	令和6年1月1日
株式会社LYKKE	重度訪問介護	LYKKEけあ	大阪府堺市南区城山台一丁2-3	令和6年1月1日
合同会社円池会	生活介護	レイクファーム陶器北	大阪府堺市中区陶器北684-9	令和6年1月1日
合同会社はなさく	短期入所	あじさいの家	大阪府堺市美原区木材通一丁目1番地4	令和6年1月1日

堺市告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社Lion	地域移行支援	相談支援センターCinka	大阪府堺市中区深井中町995番地9	令和6年1月1日

合同会社L i o N	地域定着支援	相談支援センターC i n K a	大阪府堺市中区深井中町995番地9	令和6年1月1日
-------------	--------	-------------------	-------------------	----------

堺市告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人B L O O M m o r e	計画相談支援	地域生活支援センター M O R E	大阪府堺市南区鴨谷台二丁1-3 光明池アクト3階	令和6年1月1日
合同会社L i o N	計画相談支援	相談支援センターC i n K a	大阪府堺市中区深井中町995番地9	令和6年1月1日
合同会社S t a r t i n g O v e r	計画相談支援	相談支援 G I F T	大阪府堺市中区堀上町272-22	令和6年1月1日

堺市告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
ヘルスケアリンク株式会社	居宅介護	リンク訪問介護ステーションなかもず	大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁28-17	令和5年12月31日
ヘルスケアリンク株式会社	重度訪問介護	リンク訪問介護ステーションなかもず	大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁28-17	令和5年12月31日
一般社団法人未来の扉	就労移行支援(一般型)	みらいのカタチ	大阪府堺市堺区大町東二丁1-17 2F	令和5年12月31日
株式会社ココエル	就労移行支援(一般型)	就労移行支援ココエル	大阪府堺市北区百舌鳥梅北町一丁8番2号 新栄プロパティ 三国ヶ丘2階	令和5年7月31日
株式会社リンクアップ	居宅介護	笑顔介護センター新金岡	大阪府堺市北区新金岡町五丁4-103	令和5年12月11日
株式会社リンクアップ	重度訪問介護	笑顔介護センター新金岡	大阪府堺市北区新金岡町五丁4-103	令和5年12月11日
株式会社レア	居宅介護	ヘルパーステーションLea	大阪府堺市堺区大浜南町2-7-5-2 F	令和5年12月31日
株式会社レア	重度訪問介護	ヘルパーステーションLea	大阪府堺市堺区大浜南町2-7-5-2 F	令和5年12月31日
社会福祉法人稲穂会	同行援護	やすらぎの園ホームヘルパーステーション	大阪府堺市中区深井畑山町2528番地1	令和5年12月31日
有限会社あすか訪問介護センター	居宅介護	サカイあすか訪問介護センター	大阪府堺市堺区住吉橋町一丁2番12号	令和5年12月1日
有限会社あすか訪問介護センター	重度訪問介護	サカイあすか訪問介護センター	大阪府堺市堺区住吉橋町一丁2番12号	令和5年12月1日

~~~~~

堺市告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永藤英機

| 法人名                | 事業内容   | 事業所名                 | 事業所所在地                | 廃止年月日         |
|--------------------|--------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 株式会社ウリコー<br>ポレーション | 計画相談支援 | 相談支援事業所<br>D r e a m | 大阪府堺市北区中長<br>尾町四丁3-18 | 令和5年12月<br>1日 |

堺市告示第31号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永藤英機

| 法人名                          | 事業内容   | 事業所名               | 事業所所在地                        | 指定年月日        |
|------------------------------|--------|--------------------|-------------------------------|--------------|
| 株式会社R a i s<br>e u p F i l l | 児童発達支援 | ファーストス<br>テップ堺     | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3922番地 1<br>階 | 令和6年1月<br>1日 |
| 株式会社S Y商会                    | 児童発達支援 | ブロッサムジュ<br>ニア 白鷺教室 | 大阪府堺市東区白鷺<br>町一丁21番11号        | 令和6年1月<br>1日 |

|            |            |                |                    |          |
|------------|------------|----------------|--------------------|----------|
| 株式会社S Y商会  | 放課後等デイサービス | ブロッサムジュニア 白鷺教室 | 大阪府堺市東区白鷺町一丁21番11号 | 令和6年1月1日 |
| 株式会社マザーグース | 児童発達支援     | 児童発達支援 なかよしくっく | 大阪府堺市北区長曾根町1469番1  | 令和6年1月1日 |
| 株式会社マザーグース | 保育所等訪問支援   | 児童発達支援 なかよしくっく | 大阪府堺市北区長曾根町1469番1  | 令和6年1月1日 |

## 堺市告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                         | 事業内容    | 事業所名              | 事業所所在地            | 指定年月日    |
|-----------------------------|---------|-------------------|-------------------|----------|
| 合同会社L i o N                 | 障害児相談支援 | 相談支援センターC i n K a | 大阪府堺市中区深井中町995番地9 | 令和6年1月1日 |
| 合同会社S t a r t i n g O v e r | 障害児相談支援 | 相談支援 G I F T      | 大阪府堺市中区堀上町272-22  | 令和6年1月1日 |

## 堺市告示第33号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                | 事業内容    | 事業所名                 | 事業所所在地                | 廃止年月日         |
|--------------------|---------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 株式会社ウリコー<br>ポレーション | 障害児相談支援 | 相談支援事業所<br>D r e a m | 大阪府堺市北区中長<br>尾町四丁3-18 | 令和5年12月<br>1日 |

堺市告示第34号

堺市西区役所市民課窓口業務等委託業務契約において総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料及び納税証明等発行手数料）の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年1月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類 総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料及び納税証明等発行手数料）
- 2 委託する期間 令和6年2月1日から令和9年1月31日まで
- 3 受託者の所在地及び名称  
所在地 大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号  
名称 富士フィルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店  
代表者 支店長 松尾 浩一郎

公 告

堺市公告第75号

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）第20条第2項及び第21条第1項第2号の規定に基づき、令和6年3月1日以後の堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの開場時間、休場日及び使用時間並びに利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

堺市長 永 藤 英 機

**第1 開場時間**

使用開始時間が7:00である日の場合は、開場時間 6:00～閉場時間 24:00

使用開始時間が9:00である日の場合は、開場時間 8:00～閉場時間 24:00

※1 点検等により時間を変更する場合がある。

※2 駐車場の利用時間は、施設の開場及び閉場時間に準ずる。

※3 12月31日～1月2日は、開場時間 8:00～閉場時間 18:00(使用時間 9:00～17:00)とする。

**第2 休場日**

原則として年中無休。ただし、点検等のため休場日(受付業務のみ行う。)を設ける場合がある。

**第3 使用時間**

| 施設名             | 照明             | 使用時間  |                  |                 |            |            |            |            |            |
|-----------------|----------------|-------|------------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                 |                | 平日    |                  |                 |            | 休日等        |            |            |            |
|                 |                | 10-3月 | 5・6月<br>7月1日～20日 | 7月21日<br>～8月31日 | 4月・9月※3    | 10-3月      | 5-8月       | 4月・9月※3    |            |
| 天然芝メインフィールド ※1  | S1             | 有     | 養生               | 養生              | 養生         | 養生         | 9:00-21:00 | 9:00-21:00 | 9:00-21:00 |
| 天然芝フィールド ※1     | S2-S5          | 無     | 養生               | 養生              | 養生         | 養生         | 7:00-17:00 | 7:00-19:00 | 7:00-18:00 |
| 人工芝フィールド        | S6・S7・S8・S11   | 有※2   | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| 人工芝フィールド        | S9・S10・S12・S13 | 無     | 9:00-17:00       | 9:00-19:00      | 7:00-19:00 | 9:00-18:00 | 7:00-17:00 | 7:00-19:00 | 7:00-18:00 |
| 人工芝フィールド(トラック付) | S14            | 無     | 9:00-17:00       | 9:00-19:00      | 7:00-19:00 | 9:00-18:00 | 7:00-17:00 | 7:00-19:00 | 7:00-18:00 |
| 人工芝フィールド(観客席有)  | S15・S16        | 無     | 9:00-17:00       | 9:00-19:00      | 7:00-19:00 | 9:00-18:00 | 7:00-17:00 | 7:00-19:00 | 7:00-18:00 |
| 屋根付きフットサルフィールド  | F1-F3          | 有     | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| 屋根無しフットサルフィールド  | F4-F8          | 有※2   | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| スポーツ広場          |                | 無     | 9:00-17:00       | 9:00-19:00      | 7:00-19:00 | 9:00-18:00 | 7:00-17:00 | 7:00-19:00 | 7:00-18:00 |
| ロッカールーム1・2      | L1・L3・L4       |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| ロッカールームA・B      | L1・L3・L4       |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| ロッカールーム1・2      | L2             |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| ロッカールームA・B      | L2             |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| ロッカールーム1・2・3・4  | L5             |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| 多目的室            | クラブハウス内        |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| ミーティングルーム       | クラブハウス内        |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| 会議室(大)          | クラブハウス内        |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| 会議室(小)          | クラブハウス内        |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |
| L5会議室           | L5             |       | 9:00-23:00       | 9:00-23:00      | 7:00-23:00 | 9:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 | 7:00-23:00 |

※1 天然芝の利用について、原則、以下の制限を設ける(ただし、日本代表等が利用する場合には、この限りではない。)

- ①1日最大4時間までの使用とする。
- ②平日は、養生日とする。
- ③フィールド毎に2か月の養生期間を設ける。

※2 照明を利用する場合、照明設備利用料金を徴収する。

※3 照明設備のないサッカーフィールド・スポーツ広場の4月及び9月の利用は18:00までとする(17:00-18:00の区分のみ1コマを1時間とする。)

第4 利用料金

1 サッカーフィールド利用料金

(単位:円)

Table with columns for facility name, fee category, and time slots (7:00-9:00, 9:00-11:00, etc.). Rows include 天然芝メインフィールド, 天然芝フィールド, 人工芝フィールド, etc.

2 照明なしサッカーフィールド利用料金(4月及び9月のみ適用)

(単位:円)

Table with columns for facility name, fee category, and time slots (17:00-18:00). Rows include 天然芝フィールド, 人工芝フィールド, etc.

3 フットサルフィールド等利用料金

(単位:円)

Table with columns for facility name, fee category, and time slots (7:00-8:00, 8:00-9:00, etc.). Rows include 屋根付きフットサルフィールド, 屋根無しフットサルフィールド, etc.

4 ロッカールーム利用料金

(単位:円)

Table with columns for facility name, fee category, and time slots (7:00-9:00, 9:00-11:00, etc.). Rows include ロッカールーム1・2, ロッカールームA・B, etc.

5 クラブハウス内各施設利用料金

(単位:円)

| 施設名            | 料金区分 | 7:00~9:00 |       | 9:00~11:00 |       | 11:00~13:00 |       | 13:00~15:00 |       | 15:00~17:00 |       | 17:00~19:00 |       | 19:00~21:00 |       | 21:00~23:00 |       |
|----------------|------|-----------|-------|------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
|                |      | 平日        | 休日等   | 平日         | 休日等   | 平日          | 休日等   | 平日          | 休日等   | 平日          | 休日等   | 平日          | 休日等   | 平日          | 休日等   | 平日          | 休日等   |
| 多目的室<br>(全室)   | 一般   | 2,000     | 2,400 | 2,000      | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 |
|                | 生徒等  | 1,000     | 1,200 | 1,000      | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 |
|                | 障がい者 | 1,000     | 1,200 | 1,000      | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 |
|                | 高齢者  | 1,600     | 1,920 | 1,600      | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 |
| 多目的室<br>(1/2室) | 一般   | 1,000     | 1,200 | 1,000      | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 |
|                | 生徒等  | 500       | 600   | 500        | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   |
|                | 障がい者 | 500       | 600   | 500        | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   |
|                | 高齢者  | 800       | 960   | 800        | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   |
| ミーティングルーム      | 一般   | 2,000     | 2,400 | 2,000      | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 | 2,000       | 2,400 |
|                | 生徒等  | 1,000     | 1,200 | 1,000      | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 |
|                | 障がい者 | 1,000     | 1,200 | 1,000      | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 |
|                | 高齢者  | 1,600     | 1,920 | 1,600      | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 | 1,600       | 1,920 |
| 会議室<br>(大)     | 一般   | 3,100     | 3,720 | 3,100      | 3,720 | 3,100       | 3,720 | 3,100       | 3,720 | 3,100       | 3,720 | 3,100       | 3,720 | 3,100       | 3,720 | 3,100       | 3,720 |
|                | 生徒等  | 1,550     | 1,860 | 1,550      | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 |
|                | 障がい者 | 1,550     | 1,860 | 1,550      | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 | 1,550       | 1,860 |
|                | 高齢者  | 2,480     | 2,980 | 2,480      | 2,980 | 2,480       | 2,980 | 2,480       | 2,980 | 2,480       | 2,980 | 2,480       | 2,980 | 2,480       | 2,980 | 2,480       | 2,980 |
| 会議室<br>(小)     | 一般   | 1,000     | 1,200 | 1,000      | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 | 1,000       | 1,200 |
|                | 生徒等  | 500       | 600   | 500        | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   |
|                | 障がい者 | 500       | 600   | 500        | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   | 500         | 600   |
|                | 高齢者  | 800       | 960   | 800        | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   | 800         | 960   |

備考

- (1) 1～5の表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合  
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 1～5の表において「障がい者」の区分は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が半数以上で構成する団体が利用する場合に適用する。
- (3) 1～5の表において「高齢者」の区分は、60歳以上の者が半数以上で構成する団体が利用する場合に適用する。
- (4) 1～5の表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (5) 照明設備を使用する場合には、1時間につき、人工芝フィールドにあっては3,100円を、フットサルフィールド(屋根無)にあっては1,000円を徴収する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、利用料金(第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第5号の規定を適用する場合にあっては同号に定められた額を加算する。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。)を徴収する。

第5 駐車料金

(単位:円)

| 施設      | 車両の種類                          | 利用時間        | 駐車料金(1台) |
|---------|--------------------------------|-------------|----------|
| センター駐車場 | 乗用車<br>軽自動車<br>小型貨物車<br>マイクロバス | 2時間まで       | 200      |
|         |                                | 2時間を超え3時間まで | 310      |
|         |                                | 3時間を超え4時間まで | 410      |
|         |                                | 4時間を超え5時間まで | 510      |
|         |                                | 5時間を超え閉場まで  | 620      |
|         | 大型車                            | 1回当たり       | 1,030    |

備考

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合は、無料とする。
- (2) 入場から30分以内に出場した場合は、無料とする。

## 堺市公告第76号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年1月26日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスモール泉北  
堺市南区原山台五丁9番5号

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## 4 変更年月日

令和5年4月1日

## 5 届出年月日

令和6年1月9日

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
給排水設備工事管理システム構築及び運用・保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和5年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
水道マッピングシステム株式会社  
代表取締役 佐藤 清和  
東京都新宿区内藤町87番地
- 5 落札金額  
¥214,500,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年9月6日



## 堺市上下水道局公告第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

## 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

上下水道局第二期情報システム統合基盤機器賃貸借 1式

## 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

## 3 落札者を決定した日

令和5年12月7日

## 4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

関西支店長 渡邊 祐史

大阪府大阪市中央区城見1丁目4番24号

## 5 落札金額

¥3,381,400-（月額当たりの税込単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年10月27日



堺市上下水道局公告第10号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1552号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和11年1月9日  
事業者の名称 株式会社リブラ  
事業者の住所 堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地  
代表者の職氏名 代表取締役 黒田 牧  
事業所の名称 株式会社リブラ  
事業所の所在地 堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地

指 定 番 号 第1553号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和11年1月9日  
事業者の名称 株式会社NYS  
事業者の住所 大阪市北区曾根崎2丁目8番5号  
代表者の職氏名 代表取締役 中尾 和樹  
事業所の名称 株式会社NYS  
事業所の所在地 大阪市北区曾根崎2丁目8番5号

指 定 番 号 第1554号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和11年1月9日  
事業者の名称 株式会社N-Vision  
事業者の住所 広島県中区鶴見町8番57号  
代表者の職氏名 代表取締役 中村 信幸  
事業所の名称 株式会社N-Vision  
事業所の所在地 広島県中区鶴見町8番57号

指 定 番 号 第1555号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和11年1月9日  
事業者の名称 株式会社大晃  
事業者の住所 河内長野市西之山町2番33号  
代表者の職氏名 代表取締役 千葉 剛司  
事業所の名称 株式会社大晃  
事業所の所在地 堺市南区高倉台2丁11-22-111

指 定 番 号 第1556号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和11年1月9日  
事業者の名称 峯樹造園株式会社  
事業者の住所 河内長野市松ヶ丘西町1540番地の3  
代表者の職氏名 代表取締役 中峯 拓史  
事業所の名称 峯樹造園株式会社  
事業所の所在地 河内長野市松ヶ丘西町1540番地の3

指 定 番 号 第1557号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和11年1月9日  
事業者の名称 株式会社マツケン  
事業者の住所 池田市神田3丁目20番21号  
代表者の職氏名 代表取締役 安積 英樹  
事業所の名称 株式会社マツケン  
事業所の所在地 池田市神田3丁目20番21号

堺市上下水道局公告第11号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第717号  
 廃 止 年 月 日 令和5年12月13日  
 事業者の名称 株式会社豊国  
 事業者の住所 堺市中区深井中町1275番地4  
 代表者の職氏名 代表取締役 半田 雄二  
 事業所の名称 株式会社豊国  
 事業所の所在地 堺市中区深井中町1275番地4

堺市上下水道局公告第12号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1793号  
 指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
 指定期間の末日 令和10年11月30日  
 事業者の名称 株式会社大晃  
 事業者の住所 河内長野市西之山町2番33号

代表者の職氏名 代表取締役 千葉 剛司  
営業所の名称 株式会社大晃  
営業所の所在地 堺市南区高倉台2丁目11-22-111

指 定 番 号 第1794号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和10年11月30日  
事業者の名称 株式会社藤木設備  
事業者の住所 和泉市鍛冶屋町222番地の1  
代表者の職氏名 代表取締役 藤木 厚一  
営業所の名称 株式会社藤木設備  
営業所の所在地 和泉市鍛冶屋町222番地の1

指 定 番 号 第1795号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和10年11月30日  
事業者の名称 峯樹造園株式会社  
事業者の住所 河内長野市松ヶ丘西町1540番地の3  
代表者の職氏名 代表取締役 中峯 拓史  
営業所の名称 峯樹造園株式会社  
営業所の所在地 河内長野市松ヶ丘西町1540番地の3

指 定 番 号 第1796号  
指 定 年 月 日 令和6年1月10日  
指定期間の末日 令和10年11月30日  
事業者の名称 株式会社マツケン  
事業者の住所 池田市神田3丁目20番21号  
代表者の職氏名 代表取締役 安積 英樹  
営業所の名称 株式会社マツケン  
営業所の所在地 池田市神田3丁目20番21号

## 教育委員会規則

堺市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年1月26日

堺市教育委員会

教育長 粟井明彦

堺市教育委員会規則第1号

### 堺市立学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(堺市立学校管理運営規則の一部改正)

第1条 堺市立学校管理運営規則(昭和32年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

第8条第2項第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

(堺市立幼稚園園則の一部改正)

第2条 堺市立幼稚園園則(昭和31年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

(堺市立特別支援学校学則の一部改正)

第3条 堺市立特別支援学校学則(昭和32年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「1月5日」を「1月7日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。